

野洲市みどりの基本条例（案）に係るパブリックコメントの結果について

1 閲覧及び意見募集期間

令和元年7月1日（月）～令和元年7月19日（金） 19日間

※各施設の執務時間内

2 閲覧場所

市役所都市計画課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、野洲図書館、各学区コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※野洲市ホームページでも閲覧可能

3 意見提出件数

6件（1名）

4 意見の内容及び市の考え方

意見	市の考え方
【I-①】 条例制定は「緑の基本計画」の実効性を高めるために良いことだと思います。	都市緑地法において、市、市民及び事業者の「任務等」が規定されていますが、同法で規定されていないものについて本条例で補足することで、みどりの保全及び緑化の推進をより図ろうとするものです。 なお、みどりの保全及び緑化の推進に関する施策については、本計画の中で具体化してまいります。
【I-②】 第4条（市の役割）について、市の取り組み姿勢が弱いと感じます。第二項目、意見を尊重するとともに、市民等の取り組みに対して支援するよう努めるものとする。とありますが、例えば、”市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない”など「市」が主体となって積極的に市民等の活動を促すような施策を行うようにする。緑の基本計画は20年-30年など長期目標をもった計画であり、市民等の活動はボランティア的なもので、市民等主体で長期的に継続していくことは困難が予測される。継続するためには市がそのようなことも配慮して主導していく必要があるのではないのでしょうか？	
【I-③】 第4条（市の役割）について、市の取り組み姿勢が弱いと感じます。第三項、緑の保全及び緑化の推進について市民等に必要な情報を提供するように努める。とありますが、この文言だと単に情報提供だけになる可能性が考えられ、広く市民等に理解が深まらないのは市民等の意識が低いためとならないように、例えば、”市民等の意識の啓発を図るものとする”など、市からの情報だけに限らず、積極的な啓発活動が継続的になされることで、市民等の緑の保全、推進意識も高まるのではないのでしょうか？	

<p>【I-④】</p> <p>第4条(市の役割)について、市の取り組み姿勢が弱いと感じます。第4項、市の公共施設における緑化の推進に努めるものとする。とありますが、例えば、”市の公共施設における緑化を推進するものとする、或いは推進しなければならない”など、市が率先して緑化を推進することを強く条例で定めることで、都市計画課だけでなく、道路河川課、農林水産課、それぞれの公共施設の管理部門など市の関係部署は責務を担うことが明確になるのではないのでしょうか？</p>	<p>同上。</p>
<p>【I-⑤】</p> <p>第10条野洲市みどりの基本計画検討委員会の組織について、野洲市の魅力の大きな要素に「自然豊か」、つまり「水や緑」など自然に恵まれていることで、それは人々に安らぎを与えてくれ、生活環境がよくなるからではないかと思えます。緑の保全は長期的なもので、いかに計画的に継続して対応できるかが重要な要素だと思います。その観点で、みどりの定義にある樹木、草花などの植物、並びに樹林地、公園、広場、街路樹、建築物の緑化施設、施設内の保全された樹木など植栽を長期にわたり、効率的に維持管理できるよう、その技術的スキルを持っておられる専門家を参画させることで、具体的な施策(計画)の組み込みができるようになるのではないのでしょうか？造園関係団体の会員だけだと、造園業の営業としての思惑があったり、また技術的に専門でない方が参画され、考えが及ばない可能性が考えられるのではないのでしょうか？</p>	<p>委員会の委員構成につきましては、様々な視点から幅広い意見を聴取して計画に反映できるよう、専門的知識を有する方、市民及び事業者等を、バランスを考慮して構成します。</p> <p>以上を前提として、ご意見をいただきました「公募による市民」の人数につきましては、2名以内とします。</p>
<p>【I-⑥】</p> <p>第4条項目2に市民及び事業者の意見を尊重とあります。その観点で、地域事業者代表も参画できるようにすれば、意見を伺うと同時に、その後の協力も受けやすくなるのではないのでしょうか？また 公募による市民は1名とありますが、若干名と幅を持たせ、審査した結果、適任者は参画させるとしたほうが、より市民の意見が反映されるのではないのでしょうか？</p>	